

町田市消防団創設50周年記念 第34回町田市消防団 ポンプ操法大会

6月24日(日) 午前8時30分開始



町田リサイクル文化センター(下小山町3267)にて、町田市消防団創設50周年記念「第34回町田市消防団ポンプ操法大会」を開催します。

今大会は、通常の消防ポンプ車による消防操法の部だけでなく、持ち運びのできる小型ポンプによる消防操法の部もあります。各地域の五個分団から選ばれた18隊による消防操法を「見学下さい。」

町田市消防団ポンプ操法大会
町田リサイクル文化センター
〒221-0207 町田市下小山町3267

町田市花とみどりの会 花とみどりの教室

みんなで広めよう 花のまち

町田 イン ブルーム

市と町田市花とみどりの会共催による「花とみどりの教室」をガーデナーのデル・ウダムス氏をお迎えして講演会を実施します。町田市が花と緑いっぱいになるように実施している「花のまち」などについてお話します。

後1時30分～4時
会場 健康福祉会館4階
講師 ガーデナー デル・ウダムス氏
定員120人(先着順)
駐車場はありません。
問 公園緑地課 ☎793・7612

デル氏が、実際に見た花飾り作品を紹介しながら、受賞された方の花飾り作品及びイギリスなど先進地における花飾り事例の 슬라이ドを交え、外へ向けて見せる効果的な花飾りの方法等についてお話しします。



直接会場へおいで下さい。
日時 7月11日(水) 午

健康メモ

(町田市医師会)

抑うつ状態

我が国の現代の生活は、携帯電話やインターネットを代表に利用性は果てなく向上してゆくようですが、一方、景気の不安定さ、リストラ、高齢化社会、いじめ、不登校、ニート、格差問題、犯罪の凶悪化、外交も含めた社会情勢不安、異常気象、地球温暖化、自然災害など、不安やストレス、抑うつ状態の原因となる要素には事欠かない、「心」にとつて大変危機的な時代であると考えられます。

従つて精神科・心療内科的な問題は、マスコミで度々取り上げられ、ネット・ブログ上でも注目を集め、一般の方々にとつても以前よりずっと身近なものとなっている模様です。また、年間約3万人の方々が(1日約100人)自殺で亡くなっており、その約8割が精神科的な問題をもっています。しかし、日本では欧米に比べ、症状を抱えた方々が精神科・心療内科を受診をされる割合はまだまだ

だ低いようです。米国では年に1回、全国民に対しうつ病の傾向を潜在的なレベルまでスクリーニングする国家的なプロジェクトがありますが、日本ではごく一部の企業が試みている段階です。

抑うつ状態の可能性が、以前のインターネットというシステムを導入しました。研修医は専門を決めず2年間に多くの科を回り広く臨床を学習することが義務づけられました。精神科研修は必須です。これは我が国では初めてのことで、医療の分野でも精神科に対する希求性が高まっていることの証です。

振り込め詐欺にご注意下さい

最近、東京都や町田市の職員をよそおい、「税金や医療費などの還付金がある」として、携帯電話の番号や口座番号等の個人情報をお聞きしたり、「ATMを指示のとおり操作するように」と誘導した

りする不審な電話が多発しています。町田市では、市税等の還付金は郵送により通知しています。通知もなく、職員が直接口座番号をお聞きしたり、ATMを使用するよう指示したりすることはありませ

お知らせ

幼稚園等補助金(保護者補助金・就園奨励費補助金)・幼児教育手当・義務教育就学児医療費助成制度

町田市に住民登録(外国人登録を含む)のある、満3歳児から5歳児(平成13年4月2日～平成17年4月1日生まれで3歳に達した幼児)を私立幼稚園に通園させている保護者に補助金を支給します。申請書に幼稚園で在園証明を受けた後、申請して下さい。提出先及び提出期限は、別表をご覧ください。

申請用紙及び補助金のお知らせは、各幼稚園、子ども総務課(市役所本庁舎2階)、南・なるせ駅

10月から新しい制度が始まります 義務教育就学児医療費助成制度

10月1日から、義務教育就学児を対象とした医療費助成制度が始まります。この制度は、市内に住所のある小・中学生のお子さんを養育している保護者に対して、そのお子さんの医療費(保険診療)の1割を助成します(自己負担額が2割になります)。

申請に必要なもの
対象児童の健康保険証のコピー
平成19年1月2日以降町田市に転入された方は、平成19年度(18年中)所得証明書(児童手当用)が必要となります。

お問い合わせは
町田市コールセンター
☎724・5656
FAX 724・5600
子ども総務課
☎724・2139

別表 幼稚園補助金の提出先及び受付期間
1. 提出先 子ども総務課(市役所本庁舎2階)
2. 受付期間 7月13日(金)まで
上記期間終了後も子ども総務課にて随時受付しますが、申請が遅れると、補助金の支給が遅れることがあります。

別表 幼児教育手当の支給条件及び受付期間
支給条件
1. 今年の1月1日から7月1日まで引き続き市内に住民登録(外国人登録を含む)してあること。
2. 子育て支援課を通して保育園に入園した園児でないこと。
3. 認可幼稚園または東京都が認定した類似施設に通園している園児でないこと。

平成19年度(18年中)所得限度額表 (単位:円)

税法上の扶養人数	国民年金加入または年金未加入	厚生年金等加入
0人	4,680,000	5,400,000
1人	5,060,000	5,780,000
2人	5,440,000	6,160,000
3人	5,820,000	6,540,000
4人	6,200,000	6,920,000

1人増えるごとに380,000円加算

扶養人数とは平成18年中の税法上の扶養人数です。上記の所得限度額表は、一律控除8万円を加算して表示しています。所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除額一覧表の該当額を控除した額を所得限度額表と比較して下さい。

控除額一覧表 (単位:円)

雑損・医療費控除	相当額
小規模企業共済等掛金控除	相当額
老人扶養控除(1人につき)	60,000
老人控除対象配偶者控除	60,000
障害者控除	270,000
特別障害者控除	400,000
寡婦(夫)控除	270,000
特定寡婦控除	350,000
勤労学生控除	270,000

他にも必要なものがある場合があります。申請内容を確認して、必要なものがある場合は後日お知らせします。

申請書の提出先
郵送で(〒194・8520、中町1・20・23、町田市役所子ども総務課)まで送付して下さい。
子ども総務課窓口での申請は混雑が予想されます。郵送での申請にご協力下さい。